

FTC 報告「重役兼任」(一)

Report of the Federal Trade Commission

on

“Interlocking Directorates”

立入廣太郎

はしがき

吾國の独占禁止法——詳しく謂うと「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(法律第五四号昭和二年四月一日日公布)——は競争会社間の「役員兼任」を次のように制限してゐる。

「会社の役員又は従業員(繼續して会社の業務に従事するものであつて役員以外のものをいう)は國內の会社の役員^一の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を實質的に制限することになる場合には当該役員^一の地位を兼ねてはならない……」(独占禁止法第一二条第一項)

この規定は昭和二年九月一日に改正された現行法規である

FTC 報告「重役兼任」

が、改正以前の同条は「会社(外国会社を含む)の役員又は従業員は其の会社と國內において競争關係にある國內の他の会社の役員^一の地位を兼ねてはならない」と規定し、競争会社間の役員^一の兼任を絶対的に禁止していたのであるが、改正法規ではこれが「一定の取引分野における競争を實質的に制限する場合」に限られて条件付禁止に緩和された訳である。

それではこの「役員兼任」の禁止規定は従来どのように実施されて来たであろうか。独占禁止法の実施機關である公正取引委員会の年次報告を調べて見ると、昭和二年七月独占禁止法が施行されて以來現在までの約八年間に同法第一三条違反を問われた事件は昭和二四年に一件、同二五年に一件、同二六年に一件の計三件で、いずれも改正前の法規違反事件であり、昭和二八年の改正以後には同条違反事件は一件も存在しない。而かもこの三件の違反事件の当事者はいずれも地方の名もなき中小企業者又は地方電鉄経営者であつて、世に知られる大企業^一の關係者では未だ嘗て同法一三条違反を問われた者は吾國には一名もないのである。果してこれは吾國の經濟界、殊に大企業の間では役員兼任による企業者間の結合が極めて少いことを立証するものであろうか。若しそうでないとするならば、同法の勸行が不当に輕視されている傾きはないであらうか。

一九五〇年六月三〇日にアメリカの連邦取引委員会は委員長 ジェームス・エム・ミード (James M. Mead) の名におこなつて上下両院議長に対し「重役兼任に関する報告書」(Report of the

Federal Trade Commission on Interlocking Directorates; United States Government Office, Washington: 1951, pp. 510.) を提出した。この報告書は同委員会がアメリカの製造工業関係の最大会社一、〇〇〇社について一九四六年における『重役兼任』の実情を二一業種の各々に亘り詳細に調査した結果をまとめたものであって、第二次大戦後のアメリカにおける独占と集中の発展を知る上に貴重な資料を提供するものであると同時にそれはまた、アメリカの連邦取引委員会——これは日本の公正取引委員会に相当する——が独占禁止法における『重役兼任』禁止の意義を如何に理解しまた如何に重要視しているかを吾国の『公正取引の番人』に教えるであろう。

この報告書はその第一部第一章でアメリカの独占禁止法における『重役兼任』禁止規定の立法事情とその内容および適用範囲を概説しているが、吾国の独占禁止法第一三条とは著しくその内容が異っているので、アメリカにおける『重役兼任』の具体的実情を紹介する前に、先ずこの点を読者の参考までに以下本号では紹介しようと思う。

一 法律の沿革と立法事情

一九一四年のクレイトン法 (The Clayton Act of 1914) は一九〇九年のシャーマン法 (The Sherman Act of 1890) を補足するために制定された法律である。アメリカの議会は特定の行為を違法とすることによって、それらの行為が独占や取引

を制限する謀議に利用されることのないように望んだのである。同法は価格差別、排他的売買契約、競争会社の株式の取得が競争を事実上弱める虞れのある場合にこれを違法として禁止した。更に同法には州際商業に従事する競争会社間の重役兼任を禁止する重要な規定が含まれている。

『本法裁可の日より二年以後においては何人たりとも同時に二以上の会社にして其の何れかの資本金、剰余金及び未配当利益金の合計百万弗以上にして其の事業の全部又は一部が商業たるものの取締役たることを得ない、但し銀行、銀行組合、信託会社並びに一八八七年二月四日裁可の商業取締法に服する運輸業者を除き且つ当該会社が其の営業及び活動場所の関係上現に競争者たり若くは従来競争者たりし場合において其の相互間における申合に依る競争の排除がアンチ・トラスト法の規定違反となる場合に限る』

(クレイトン法第八条)

当時の大統領ウッドロー・ウィルソンは重役兼任を制限する立法措置を熱心に勧告していたが、議会はクレイトン法を採択し、連邦取引委員会に必要な指令を發して大統領の要請に応えたのである。併しウィルソン大統領だけがこの立法措置を望んだ訳ではない。共和、民主の両党はいずれも一九一二年の選挙綱領にアンチ・トラスト法の改正強化を掲げていた。一九二二年の共和党の綱領は特定の行為を列挙してこれを違法とする法律を制定すべきだとの原則を採択し、この特定行為を決定する

ための行政委員会の創設運動を推し進めていた。民主党はその綱領に共和党よりも更に強力な宣言を掲げ、重役兼任その他後にクレイトン法によって違法とされた各種の行為を禁止する法律の制定を公約した。実際にはこの民主党の公約と同じ条項は既にその前年の一九一一年二月一日にタフト大統領が議会に送った教書の中にも掲げられているが、この教書送付の直後に彼の有名なスタンダード石油会社およびアメリカ煙草社事件に対する大審院の判決が下ったのである。

クレイトン法の制定に関与した人々の意見はこの法律制定の事情を理解する上に重要であるから茲に紹介して置こう。一九一四年一月二〇日の議会への教書の中でウィルソン大統領は重役兼任の問題を採り上げ、銀行、鉄道、工業、商業および公益事業関係の大会社の重役兼任は競争を排除し、新しい企業と新しい事業経営者の進出の機会を減少させるものだと次の如く述べている。

吾々は皆『私的独占が弁護の余地のない、このままには放置出来ないものである』ことを認めている。吾が政府の綱領はこの確信の上に樹てられたものであり、包括的な綱領ではあるが、決して過激なまた受け入れがたい綱領ではない。吾々の綱領の各条項は次に掲げられるように、慎重なる輿論が賛同し、経済界が待望する諸変革である。

先ず第一に経済界は買手と売手とを事実上同一人となす
が如き、別個の名称を用い別個の径路を通じても結局は買

F T C 報告「重役兼任」

手と売手とが同一人となって取引をなすが如き、また互いに競争的立場にある人々を特定の経済分野の仲間又は主人たらしめるが如き、——銀行、鉄道、工業、商業および公益事業関係の——大会社の重役兼任を厳禁する法律の制定を暗黙のうちに待望しているのである。

かかる重役兼任の禁止は、例えば大投資銀行の指導的地位に在る人が従来他の干渉をうけず独立の経営を維持している事業会社の経営陣に割り込んだ場合に起り得る大きな弊害を防止するという単に消極的な利益があるばかりでなく、更にそれ以上の利益をもたらすであろう。即ち重役兼任の禁止は吾国の大企業の経営陣に新しい人材を、新しいエネルギーを、新しい創意の精神を、新しい血液を注入することになるであろう。それはまた自己の能力に応じて働かんとする多くの人々のために産業の発展分野と創意の天地を拓くであろう。同時にまた、この国のすべての事業活動の中に足を踏み入れ、そこで大いに富を積まんとする若い人々の心を測り知れないほど鼓舞するであろう。(註一)

法案の起草に当った上下両院の委員会は大統領の教書に於いて活動した。之等の委員会は後にクレイトン法として成立した原法案に関する報告の中で、重役兼任を禁止する同法の条項は自由競争が完全に行われる企業体制にとって重大な障碍となる巨大な権力の集中を防止する意図をもったものであると述べている。この報告書には次のような言葉がある。

米國における富、貨幣および財産が少数の個人若くは大会社の支配下又は手中に集中せる度合は極めて著しく、今にしてこれを阻止しなければ遂には吾國の社会制度の存在を危胎に瀕せしむる域にまで達するであらう。極く少数の人間のみしか吾國の大会社や大産業の経営に参加することが出来ないということは吾が社会制度の成立の精神に反するものである。経済的見地からしても、如何に有能な人であらうとも一人で五〇の会社の重役を兼ねる場合は、五〇人の有能な人間が一人宛夫々の会社の重役となつてその会社の経営に自己の全力を投入した場合と同じ様に、有効に仕事をなすことは不可能なことである。實際上多数の会社の重役を一人の人間が兼任する場合に彼のなし得る唯一の仕事は自分の關係するすべての会社に対して統一的な政策を採り得るといふことだけであつて、その結果は通例大会社の利益をはかることになり、重役としての自己の威信によつてどうにでもなる中小会社の利益を無視し、一般大衆に損失を蒙らせることになるのである。(註二)

第六三議會における提案立法の賛成演説の中で下院議員ヘルヴァーリング (Mr. Helvering) はルイス・デー・ブランドアイス (Louis D. Brandeis) の言葉を引用して「重役兼任なる行為は人間が定めた法律ばかりでなく、神のさだめ給うた規律にもそむくものである」と言明し、また互に对立關係にある会社間の重役兼任は競争を抑圧する虞れがありシャーマン法に抵触

するばかりでなく、互に売買取引をなしている会社間の重役兼任は何人も同時に二人の主人には仕え得ないという人倫の根本原則にもとるものであると述べている。(註三) 同議員は更に鉄鋼トラストを調査したスタンレー委員会 (The Stanley Committee on the Steel Trust) の報告書を引用しているが、この報告書は鉄鋼トラストと鉄鋼使用会社の両者に關係する兼任重役が支配している会社資産の総額が一六〇億弗以上にのほつてゐることを明らかにしている。(註四)

ヘルヴァーリング議員はまたプジョー委員会 (The Pujos Committee) の報告書に陳べられた諸事実を引用して次のように述べている。

『ベイカー氏 (Mr. Baker) は現在、否同氏が将来の禍を察せられた極く最近までは二二の会社の重役であつた。これらの会社は多数の子会社を有し、その資産又は資本の総額は七、二六二百万弗に達している。更にその上に、同氏が支配している銀行の重役連は少くとも他の二七会社の重役の地位を占め、それらの会社の資産総額は四、二七〇百万弗にのぼつてゐる。これらの事実からも判るように、このファースト・ナショナル銀行はその資産の総額が一、五二四百万弗にのぼる四九の会社の重役会に代表を送つてゐるのである。』

『ベイカー氏が専任理事、執行委員、若くは取締役として支配している会社はブランドアイス氏の調べによれば次に

列挙する如くである。

『(一)銀行、信託、保険会社——ニューヨークのファースト・ナショナル銀行、ナショナル商業銀行、農民貸付信託銀行、相互生命保険会社。』

『(二)鉄道会社——ニューヨーク・セントラル鉄道、ニューヘヴン、リーディング、エリー、ラッカワナ、リハイ谿谷、サザーン、ノーザン・パシフィック、シカゴ・バリーントン・クインシイ鉄道の諸会社。』

『(三)公益事業会社——アメリカ電信電話会社、アダムス・エクスプレス会社。』

『(四)工業会社——ユー・エス・ステイール会社、プルマン会社。』

『スティルマン氏 (Mr. Stillman) は二、四七六百万弗の資産をもつ七の会社の重役を兼ねており、同氏の支配しているナショナル・シテイ銀行は少くとも他の四一の会社に重役を派遣している。これら四一会社の資本および資産はその子会社の分をも含めると一〇、五六四百万弗に達するのである。』

『ジェー・ピー・モルガン商会の役員はアメリカの最大会社の中の四七社に七二の重役の椅子を保持している。』

『ブジョー委員会がジェー・ピー・モルガン商会の役員ならびに彼等の支配下にある信託会社、ファースト・ナショナル銀行およびナショナル・シテイ銀行の重役連につ

F T C 報告「重役兼任」

いて調べたところによれば、之等の重役は

『資産総額二、六七九百万弗、預金総額一、九八三百万弗に達する三四の銀行、信託会社に一一八の重役の椅子を保持しており、』

『資産総額二、二九三百万弗に達する一〇の保険会社に三〇の重役の椅子を、』

『資本総額一一、七八四百万弗、総埋数——但し通運会社および蒸気船航路を除く——一五〇、二〇〇哩に達する三二の運輸会社に一〇五の重役の椅子を、』

『資本総額三、三三九百万弗に達する二四の生産会社および貿易会社に六三の重役の椅子を、』

『資本総額二、一五〇百万弗に達する一二の公益事業会社に二五の重役の椅子を、』

『総計して資産又は資本の総額二二、二四五百万弗に達する一一二の会社に三四一の重役の椅子を保持しているのである。』

『ブランドイス氏が実に簡潔に指摘したように、この二二〇億弗という数字はニューヨークランド州のすべての個人不動産の評価額の三倍以上の額であり、ニューヨーク市のすべての不動産の評価額の三倍に近く、南澤一三州のすべての不動産の評価額の二倍以上であり、またミズリー河の西に位する南北二二州のすべての不動産の評価額を越える額である。』

二〇一

『この巨大な富によって現わされる権力のすべてが少数の人々の手中に握られているのである。何人もかかる富の集中がもたらす危険を疑い得ないであろう。かかる危険を防止するための方法を検討しようとする人々の動きをどうして止めることが出来ようか。この権力は決してアメリカ国民の不利になるようには使われまいと謂つてもそれは無駄である。この力が従来はアメリカ国民の利益のために使われて来たことを示す数多くの実例を吾々が知つていたとしても、また仮令その力が吾々すべての絶対に信頼を措く人の手に委ねられたとしても、その力は一人の手に集中されるには余りに大きすぎる——それはか弱き人間性にとつて余りにも大きな誘惑たることを誰もが認めざるを得ないであろう。』(註五)

併しこの法案に対する反対意見がなかつた訳ではない。それは重役兼任の禁止の必要を頭から認めない人々と、これを禁止しても効果がないと考える人々の両者から提出された。たとえばネルソン議員(Mr. Nelson)は重役兼任の禁止は株式の取得が許されている限り競争の恢復に役立つとは信じられないと述べている。(註六)

若干の議員からこのような疑問が提出されたにも不拘、クレイトン法は上下両院によつて採択され、一九一四年一〇月一日に議會を通過した。それから二年の後に重役兼任に関する禁止規定は効力を発したのである。

- (註一) Report of the Committee on the Judiciary to accompany H. R. 15657, May 6, 1914. (68rd Cong., 2d sess., H. Rep. 627, pp. 17-18)
- (註二) Report 627 to accompany H. R. 15657, May 6, 1914.
- (註三) Congress Record, 63 Cong., 2d sess., May 23, 1914, p. 9186.
- (註四) Ibid.
- (註五) Ibid.
- (註六) Congressional Record, May 23, 1914. Pp. 9169 — 9170.

二 重役兼任に関するクレイトン法の禁止

会社の重役の兼任関係を取締る法律はクレイトン法ばかりでなく、議會が制定した他の若干の取締法規の中にも存在している。これらの法規を検討して見ると議會がこれらの法律をつくらした基本目的は自由競争と経済的機會を維持するため、米國の大事業会社の重役が互に相對立する責任の地位に就くことを未然に防止するにあつたことが判る。

重役兼任を取締るクレイトン法の規定を見ると次の三種類の兼任関係が採り上げられている。(一)銀行重役の兼任、(二)銀行、銀行組合、信託会社および運輸業者以外の会社間の重役兼任、

(四) 鉄道会社と有力な売手業者との間の重役兼任である。クレイトン法第八条の規定は前二者の重役兼任を採り上げ、第十条は第三の重役兼任を採り上げている。

クレイトン法の第八条は何人でも同時に二以上の州際商業に従事する会社であつて、その何れかの資本金、剰余金および未配当利益金の合計が百万弗以上の会社の取締役になることは出来ないといふ規定している。この禁止規定はこれらの会社が現在又は従来競争者であつて両者の間の申合による競争の排除がアンチ・トラスト法の規定違反になる場合にのみ通用される。

『本法裁可の日より二年以後においては何人たりとも同時に二以上の会社にして其の何れかの資本金、剰余金及び未配当利益金の合計百万弗以上にして其の事業の全部又は一部が商業たるものの取締役たることを得ない、但し銀行、銀行組合、信託会社並びに一八八七年二月四日裁可の商業取締法に服する運輸業者を除き且つ当該会社が其の営業及び活動場所の關係上現に競争者たり若くは従来競争者たりし場合において其の相互間における申合による競争の排除がアンチ・トラスト法の規定違反となる場合に限り。右の規定に依る取締役の被選挙資格の有無は当該会社の取締役の選挙直前の会計年度の末における資本金及び株主に対して既に発表したるも未だ配当を為さざる配当割当金以外の未配当利益金の総計に依りて之を定む。本法の規定に依りて取締役に選挙せられたる者は爾後一年間適法に其の職に

就くものとする。

『本法の適用を受くる銀行又は其の他の会社の取締役若くは役員として選挙せられ又は使用人として選任せられたる者が選挙又は選任の時に其の地位において当該銀行又は其の他の会社の為めに行爲をなす資格を有するときは当該銀行又は会社の事情に変更を生じたる場合においても其の原因の如何に拘らず本法に特別の規定なきときと雖も其の選挙又は選任の日より一年間適法に各其の地位において行爲をなす資格を有し何等本法の規定に触れることはない』

——(クレイトン法第八条改正法律より抜粋)

クレイトン法第八条改正法律はまた特定の種類の銀行間における取締役、役員又は使用人の兼任を禁止している。この条項には多数の例外規定が附加されているにも拘らず、この条項が銀行間の独立性を保持し、重役兼任による金融上の力の集中の増大を防止する意図をもっていることは明らかである。

『民間銀行業者若くは連邦準備制度加盟又は其の支店の取締役、役員又は使用人は同時に国立銀行法又は各州の法律又はコロムビア地区の法律によりて設立された其の他の銀行、銀行組合、貯蓄銀行、信託会社及び其等の支店の取締役、役員又は使用人となることを得ない、但し連邦準備制度理事会が規定により前記金融機関又は其の支店の内の一に限り其の取締後、役員又は使用人としての地位に就くことを認めたる場合はこの限りでない。尙前記の禁止

規定は次に掲げる金融機関又は其の支店の一又は二以上に
関わる場合はこれを通用しない。

〔一〕合衆国により又は合衆国が直接間接にその株式の九
割以上を保有する会社により直接間接に其の株式の九割以
上を保有されたる銀行、銀行組合、貯蓄銀行又は信託会社。

〔二〕正規の手続を以て清算中の銀行、銀行組合、貯蓄銀
行又は信託会社、若しくは破産管財人、清算管理人又はこれ
と同等の職能を果す其の他の役員の下に置かれたる銀行
、銀行組合、貯蓄銀行又は信託会社。

〔三〕合衆国の属領又は属領嶋において主として国際銀行
業又は外国銀行業若しくは国内銀行業を営む会社にして連
邦準備法第二五条により連邦準備制度理事会との協定を結
びたる会社。

〔四〕其の加盟銀行の普通株の五割以上を直接間接に保有
する者により其の普通株の五割以上を直接間接に保有され
たる銀行、銀行組合、貯蓄銀行又は信託会社。

〔五〕其の加盟銀行又は其の支店の所在地又は其れに隣接
若しくは近接せる同一の市町村に本店又は支店を有せざる銀
行、銀行組合、貯蓄銀行又は信託会社。

〔六〕其の加盟銀行が営む一種又は数種の業務を営まざる
銀行、銀行組合、貯蓄銀行又は信託会社。

〔七〕株式資本を有せざる相互貯蓄銀行。

〔八〕連邦準備制度加盟銀行の取締役、役員又は使用人とし

て一九三五年の銀行法制定日において同時に民間銀行業者
若しくは其の他の銀行、銀行組合、貯蓄銀行、信託会社又は
其の支店の取締役、役員又は使用人としての地位に適法に
在りたる者は一九三九年二月一日迄は本項の禁止規定によ
りその地位を失うことはない。

〔九〕連邦準備制度理事会は本項の規定を励行し且つこれが
目的達成のため必要と思惟せられる規則を定める権限を有
する。

「……中略……」

〔本法の適用を受くる銀行又は其の他の会社の取締役若
しくは役員として選挙せられ又は使用人として選任せられ
る者が選挙又は選任の時に其の地位において当該銀行又は
其の他の会社の為めに行爲をなす資格を有するときは当該
銀行又は会社の事情に変更を生じたる場合においても其の
原因の如何に拘らず本法に特別の規定なきときと雖も其の
選挙又は選任の日より一年間適法に各其の地位において行
爲をなす資格を有し何等本法の規定に触れることはない』

——(クレイトン法第八條)

クレイトン法の第一〇條は運輸業者が他の会社との間に取締
役、社長、支配人、購買員又は販売員を共有して兼任關係を保
持している場合、当該会社と一年の金額五万弗を超えて有価証
券又は資材その他の商品に関する取引をなしたり、又は建築若
しくは保存のための契約をなすことを違法としている。

『本法裁可の日より二年以後においては商業に従事する運輸業者が其の取締役、社長、支配人、購買員、販売員又は個々の取引における代理人として同時に他の会社、商會、合名会社若しくは組合の取締役、支配人、購買員若しくは販売員たる者又は他の会社、商會、合名会社若しくは組合と事実上の利害關係ある者を有するときは右の運輸業者は当該会社、商會、合名会社若しくは組合との間に一年の金額五万弗を超えて有価証券、資材若しくは其の他の商品に関する取引を為し又は建築若しくは保存の爲の契約を爲すことを得ない、但し右の購買又は取引が法規若しくは州際商業委員會の規定による競売において当該運輸業者の爲めに最も有利なる入札者より又は其の者との間に為されたるときは此の限りでない。入札と同時に入札者の住所氏名又は入札者が会社なるときは其の役員、取締役及び総支配人の住所氏名又は入札者が合名会社若しくは商會なるときは其の社員の住所氏名を表示するに非ざれば入札を受理することを得ない。』

『他人の入札を妨ぐる爲め直接又は間接何等かの行為を爲したる者若しくは爲さんとしたる者又は入札者若しくは入札せんと欲する者の間に於ける自由にして公正なる競争を妨ぐる爲め何等かの行為を爲したる者は役員又は支配人に關し本条に定むる所によりて之を罰する。』

『運輸業者が前項の規定による取引又は売買を爲したるときは其の行為の日より三〇日以内に当該競売の方法、入

札者の氏名及び入札を爲せる会社の取締役及び役員、住所氏名又は入札を爲せる商會若しくは合名会社の社員の住所氏名を記載せる遺漏なく且つ詳細なる当該取引の報告を州際商業委員會に提出せねばならない。州際商業委員會が調査又は訊問の結果当該売買又は取引に際し法律違反ありたりと認めたる時は当該取引に関する一切の書類、文書及び其れに対する自己の見解若しくは認定を検事總長に伝達せねばならない。』

『運輸業者が本条の規定に違反したる時は二万五千弗以下の罰金に処し其の取締役、代理人、支配人、又は役員にして右の違反を構成する行為に賛成し若しくは之を指図したる者又は其の行為を補助し若しくは教唆したる者は軽罪の罪を犯したる者とし裁判所の裁量により五千弗以下の罰金若しくは一年以下の禁錮に処し又は之を併科する』——(クレイトン法第一〇条)

此の第一〇条は前に掲げた銀行間又はその他の会社間の重役兼任の禁止を規定している他の条項の如く競争会社間の結合を打破することを目的としたものではなく、運輸業者とその有力な取引業者との間の謂わば縦の役員兼任を阻止することを目的とした規定である。この規定は鉄道会社が行う物資の購入はその金額が極めて多額に上るから、契約に當つては特定の業者と馴れ合うことなく売手業者間の競争を利用すべきであり、また売手業者達の側においても鉄道会社に対する入札は平等の条件

為し得るようすべきだとの考えが基礎になつてゐる。この点に關して重要なことは第一〇条の規定が重役の兼任を禁止しているばかりでなく、売買契約に關与する他の役員や従業員にまで及んでいることである。

三 横の結合と縦の結合を禁止した

その他の法規

既に述べたようにクレイトン法は二種の異つた形態の重役兼任を採り上げている。一は業者間の横の結合、および大規模な買手業者と有力な売手業者との間の縦の結合である。併しくクレイトン法のみが重役兼任關係を禁止している唯一の法律ではない。其の他の連邦法でも之と同様に直接間接にこの横と縦の結合を禁止している法律がある。一八八七年の州際商業法(The Interstate Commerce Act of 1887) — (改正法律) — の第二〇条 A 項、一九三四年の通信事業法(The Communications Act of 1934) の第二二二条、および一九三八年の民間航空事業法(The Civil Aeronautics Act of 1938) の第四〇九条は特定の種類の重役兼任を禁止してゐる。

州際商業法は同一人が二以上の運輸会社の役員又は取締役の地位に就くことを違法としてゐる。但し州際商業委員会がその兼任を公益および私益に害なきものとして認可した場合はこの限りでない。民間航空事業法は航空輸送会社の役員又は取締役が同時に他の運輸会社(陸上および航空)の役員又は取締役と

なり、又は大株主として他の運輸会社の経営を左右し、又は他の航空事業に従事することを違法としてゐる。但し民間航空監督局がその兼任を公益に害なきものとして認可した場合はこの限りでない。同様に通信事業法もまた同一人が有線、無線、電信、電話又は海底電信の事業を営む二以上の会社の役員又は取締役を兼ねることを違法としてゐる。但し連邦通信事業委員会はその兼任を公益および私益に害なきものとして認可した場合はこの限りでない。

銀行、一般運輸業者、航空輸送業者、および通信事業者間の重役兼任は夫々の監督官庁によつて正式に認可されない限り禁止されている訳である。クレイトン法第八条に規定された上記以外の他の会社間の重役兼任はその会社の規模が法定額以上で会社相互間の申合による競争の排除がシャーマン法の規定違反となる場合にのみ禁止されるが、然しこの場合における重役兼任は不法(Illegal)とされ、監督官庁の権限による合法的認可の途は与えられてゐない。

運輸業者と、運輸業者が大規模な買付を行う他の会社とが取締役又は役員を共有することを禁止したクレイトン法の規定はその立法趣旨から云つて、同法第三条の排他的取引規定と関連のある規定である。第三条は商業に従事する者が買主又は貸借人に対し売主又は貸借人の競争者の商品を使用又は取扱ひをしないという条件を附して販売又は賃貸することを違法としてゐる。この規定はかかる合意の結果が取引において事実上競争

を減少せしめたり又は独占を生ずるに至るべき場合に適用される。

「商業に従事する者其の商業に当り賃借人又は買主が自己と競争の立場にある者の商品、器具、資材其の他の物の使用又は取扱を為さざる旨の条件、合意又は諒解の下に合衆国、其の属領、コロンビア地区、属領島、又は合衆国の法権の下に在る其の他の場所において商品、器具、資材、其の他の物の賃貸若くは販売契約を為し又は其の価格を定め若くは之を割引するは其の特許を受けたる物たる否とを問わず右賃貸、販売若くは販売契約又は右条件、合意若くは諒解の結果取引において事実上競争を減少せしめ又は独占を生ずるに至るべき場合においては之を違法なるものとする」——(クレイトン法第三条)

此の排他的取引禁止規定は商品の売主と買主とが緊密な関係を利用して他の競争者が同一の条件では同じ市場に入り得ないように、特定の商品の有力な販路を独り占めすることを防止するために出来た規定である。それ故この規定は実際には取引の徑路を制限する虞れのあるような、買主と売主との特殊関係即ち縦の結合関係に対する禁止規定なのである。

四 重役兼任に適用される三法規

重役兼任を規定しているクレイトン法の二ヶ条(第八条と第二〇条)は会社の種類の異なるに従って三種の異った法規を適

用している。第一の法規は銀行、銀行組合、信託会社および運輸会社以外の商業に従事する会社に適用される。第二の法規は銀行、銀行組合および信託会社に適用される。之等の二法規は同法第八条に含まれている。第二〇条に含まれる第三の法規は商業に従事する運輸業者に適用される。

第一の法規は一般に工業及び商業を営む会社に適用されるが、それは次のような規定である。「……何人たりとも同時に二以上の会社にして其の何れかの資本金、剰余金及び未配当利益金の合計百万弗以上なるものの取締役なることを得ない……但し当該会社が其の營業及び活動場所の關係上現に競争者たり若くは従来競争者たりし場合に於て其の相互間における申合による競争の排除がアンチ・トラスト法の規定違反となる場合に限り……」

この法規は競争者間の重役兼任が競争を阻害する結果をもたらしたという事実上の確認に基いて適用されるので、この法律の施行に当つては夫々の場合に競争を阻害した事実の存在を立証することを要しない。併し乍ら禁止の対象となる兼任關係の形態は非常に狭く規定されている。この法規は中小会社との間の重役兼任には適用されない。またこの法規は従来は競争者でなく将来競争者になる虞れのある大小の会社間、相互に売主と買主の關係にある会社間ならびに工業および商業に従事する会社と金融機關若くは運輸業者との間の重役兼任には全く適用されない。比較的大きな会社間の競争が重役兼任によって阻害され

る危険を防止することがこの法規の目的である。

更にこの法規は会社間の兼任関係が取締役の共有によつて成立する場合のみ適用される。従つてこの法規は一会社の取締役が他の会社の役員又は大株主になることを禁止してはいいないのである。

第二の法規は民間銀行業者又は連邦準備制度加盟銀行の取締役、役員若くは使用人たる者が他の銀行、銀行組合、貯蓄銀行又は信託会社の取締役、役員若くは使用人となることを禁じている。但し連邦準備制度理事会の規定によりその兼任を認められた場合はこの限りでない。なおこの連邦準備制度理事会による例外規定は銀行関係の役員等が他の一を超えざる金融機関の役員等を兼ねる場合にのみ通用される。

特定の銀行——即ち政府所有の銀行、清算中の銀行、連邦準備制度理事会との協定の下に合衆国属領又は属領嶋において国際銀行業又は外国銀行業若しくは国内銀行業に従事する銀行、特定の会社によつて普通株の五割以上を保有され、支配されている銀行、同一又は隣接地域に存在せざる銀行、同種の業務を営まない銀行、株式資本をもたない相互貯蓄銀行——の場合はこの原則の適用から除外される。これらの除外規定では実際には国内で営業していない銀行、実際には商業銀行でない銀行又は親銀行の法人格の単なる延長に過ぎない銀行を特別に取扱つてゐるが、就中、隣接地域に所在しない銀行に適用される除外規定と別種の

業務に従事する銀行に適用される除外規定とは銀行役員の人的兼任関係を取締る法規の厳正なる実施を著しく制限するものと謂わねばならない。

運輸業者に適用される第三の法規は相互に競争関係にある運輸業者間の兼任関係を取締るものではない。

一九二〇年の運輸事業法 (The Transportation Act of 1920) により州際商業法は改正され、その結果何人も二以上の運輸会社の役員又は取締役を兼ねることが出来なくなつた。但し州際商業委員会がその兼任を公益および私益に害なきものとして認可した場合はこの限りでない。(州際商業法第二〇条A項一二号)

この第三の法規は運輸業者と、之と取引関係にある他の会社、例えば建築又は保存会社、商品の供給業者、又は証券取引業者との間の兼任関係を対象とするものである。競争専門の関係を横の関係と見、売主と買主との関係を縦の関係と見るならば、この第三の法規は横の兼任関係ではなくて縦の兼任関係の取締を目的としたものである。この法規は「……商業に従事する運輸業者が其の取締役、社長、支配人、購買員、販売員、又は個々の取引における代理人として同時に他の会社、商會、合名会社若くは組合の取締役、支配人、購買員若くは販売員たる者又は他の会社、商會、合名会社若くは組合と事実上の利害関係ある者を有するときは右の運輸業者は当該会社、商會、合名会社若くは組合との間に一年の金額五万弗を超えて有価証券、資材

若くは其の他の商品に関する取引を為し又は建築若くは保存の爲めの契約を為すことを得ない、但し右の購買又は取引が法規若くは州際商業委員会の規定による競売において当該運輸業者の爲めに最も有利なる入札者より又は其の者との間に為されるときは此の限りでない……』と規定している。

この第三の法規が規定している兼任関係の概念は他の二法規の場合よりも広範に亘つてゐる。何故ならば売買の衝に當る取締役、役員および使用人ばかりでなく、運輸業者と取引する会社に事実上の利害関係を有する者までが含まれてゐるからである。更にこの法規は株式会社ばかりでなく、株式組織以外の企業にも適用される。この法規が運輸業者とこれに物資又は勞務を提供する業者との間の馴れ合い取引の排除を目的としてゐることは明らかである。何故ならばこの法規は売買が正規の競争入札方法によつて行われる限り通用されないからである。但しこの場合にはその売買取引が公正に行われたことを証明するに足る詳細なる報告書を州際商業委員会に提出しなければならぬ。

運輸業者に適用される法規には二つの異つた原則が含まれてゐるように思われる。第一は競争の維持の原則である。若しも買主たる会社の役員が売主たる会社と個人的な利害関係を有するために購買が一企業からのみ為されるとすれば、売主たる会社と競争関係にある他の企業がその專業分野において競争の機会を奪われることは明らかである。若しも購買が兼任関係にあ

る売主にのみ多額に割当てられるとすれば、それは売手業者間の競争を阻害することになるであらう。そこで役員兼任を排除し、或いは兼任関係を通じてのみ購買を行うことを防止することが競争を維持する上に必要な合理的手段となる。第二の原則は会社の役員たる者は会社の所有者の財産の管理人であつて、その管理義務に違背して他の利益に奉仕することは許されないということである。買主と売主との利害は多くの点において対立してゐるから、会社の役員が商業取引上売主と買主との両者の地位を兼ねることを禁止するのは恰かも一人の弁護士が訴訟事件において同時に原告と被告との両者の弁護に當ることを禁止するのと同様に當然のことである。議會がクレイトン法第一〇条を採択せざるを得なかつた理由は明らかに同条にはこれら二つの原則が含まれてゐたからである。

上に述べた三法規の相互の関係を調べて見ると全く統一のなことが判る。工業および商業を営む会社と銀行とに適用される法規は横の関係のみを取扱つてゐる。運輸業者に適用される法規が取扱つてゐるのは縦の関係のみである。工業および商業を営む会社の場合にはその法規は取締役のみに適用される。銀行の場合には取締役、役員および使用人、ならびに民間銀行業者に適用される。運輸業者の場合には取締役、社長、支配人、購買員、販売員、代理人又は当該運輸業者と取引のある諸会社に事実上の利害関係を有する者に適用される。製造工業および商業を取締る法規は大会社のみ適用される。銀行を取締る法

規は民間銀行業者、銀行組合ならびに銀行業を営む諸会社に適用されるが、この場合には会社の規模は問題にされない。運輸業者を取締る法規は運輸業者と関係業者間の取引の年額が五万弗を超える場合と規定しているが、この法規が適用されるのは運輸業者および之と取引関係にある商社であつて、その規模および企業組織の形態は問題にされない。工業および商業に従事する会社ならびに銀行に関する法規に違反した場合は禁止命令 (injunctive order) が出される。運輸業者に関する法規に違反した場合には刑事訴訟による罰金又は禁錮の刑が科される。工業および商業を営む会社ならびに銀行の場合にはクレイトン法の禁止規定は禁止された地位に就いている個人におよぶのみであるが、運輸業者の場合には、その禁止規定は当該運輸業者自身に加えて、違反行為を幫助若くは教唆したる取締役、代理人、支配人又は役員にまで及ぶのである。

五 クレイトン法によつては問題は解決

されない

クレイトン法が起草された当時の連邦議会にとつては重役兼任に関する法律を作ることは全く初めての経験であつた。同法の規定は同法が制定される以前の二〇年間に最も世間の視聽をあつめた問題を処理するために作成されたことは明らかである。銀行、運輸業者ならびに工業および商業を営む会社に適用される夫々の法規の間に統一性が欠けていることは同法のもつ試験

的且つ經驗的な性格をよく表わしている。

同法が制定されて以来三六年間に経済の組織は益々複雑になり、事業活動の規模にも大きな変化があり、技術の進歩は多くの産業分野に広範な競争領域を開拓した。これらの諸変革の結果、旧来の法律では処理し切れない種々の問題が現われて来たのである。

工業および商業を営む会社に適用されるクレイトン法第八条は二以上の会社を結合させる虞れのある者の概念を不当に狭く規定している。既に同条は同一人が二以上の会社の取締役を兼ねる場合のみ適用されるのである。或会社の役員が他の会社の取締役を兼ねる場合は屢々あり、また或会社の大株主が他の会社の取締役を兼ねる場合もよくあることである。

一例を挙げると、アメリカ鑄鋼会社 (American Steel Foundries) とボールドウィン機関車製造会社 (Baldwin Locomotive Works) はゼネラル鑄鋼会社 (General Steel Castings) の最大の株主であるが、アメリカ鑄鋼の社長と二名の副社長はゼネラル鑄鋼の重役を兼ね、しかも之等三名は両会社の取締役の地位にあつた。またボールドウィン機関車製造会社の会長と社長の兩名もゼネラル鑄鋼の取締役を兼任していた。之等の人々はすべて司法省の重役兼任排除の要請に応じてゼネラル鑄鋼の取締役の地位を辞任したが、その代りに取締役の地位に居ないアメリカ鑄鋼の二名の副社長と一名の監査役、およびボールドウィン機関車

の二名の副社長がゼネラル鑄鋼の取締役に就任したとの報告がある。

このような方法によれば種々の企業は兼任取締役による場合と全く同様に緊密に結合することが出来る。更に二以上の会社の取締役がたとえ別人であっても、若しもこれらの人々が家族的紐帯や事業上の共通の利害関係によつて相互に緊密に結びついている場合には、両者は全く同じ行動や政策をとり得ることも考えられる。ただこのような人的結合関係が極めて密接に結ばれている事例を判別することは多くの場合仲々困難であるが、現行のクレイトン法はまた重役兼任によつて阻害される虞れのある競争の概念を不当に狭く解釈している。同法は兼任会社間に競争が現に又は従来あつた場合にのみ適用される。これらの会社がその重役兼任を排除すれば直ぐにも競争者になり得ることが確かな場合、または、恐らくそうなる可能性がある場合には適用されない。工業技術の発展につれて一会社が新しい事業分野に進出する機会は益々多くなつた。重役兼任は既に存在している競争を阻害するばかりでなく、このような新分野への進出の機会をも同様に圧殺してしまふのである。

現行法はまた競争を減少し又は排除する虞れが充分にある各種の重役兼任の概念を不当に狭く解釈している。同法の適用は競争者間の直接的兼任関係のみに限られるが、間接的兼任関係の場合にも同じ様に競争を減少させる可能性が存在するのである。若しも競争関係にある二つの会社の各々がこれら両社と競

争関係にある第三の会社に兼任重役をもつ場合には、この兼任関係によつてこれら三社間の競争の効果は弱められざるを得ない。併し現行法規の下では、連邦取引委員会は前二社の各々と第三の会社との間の兼任関係を禁止する命令を発する権限をもつてはいるが、前二社の間の兼任関係を禁ずる命令を発することは出来ない。このように間接的に結合している二会社は更に他の競争者を通じて、いくらでも自由に間接的兼任関係を再建することが出来るのである。

更に、競争関係にある二会社の各々が有力な買手先又は売手先の会社に兼任取締役をもつ場合には、これらの取締役が顔を合せる重役会で為される事業上の討議は前の二つの競争会社の事業に極めて密接な関係をもつに相違ない。従つてこれらの重役が競争会社の事業について相互に討議を交わすとすれば、それは競争会社のうちの一方の取締役が他方の重役会に出席して意見を交換する場合と全く同じ結果をもたらすことになる。併し乍ら現行法では間接的兼任の性格や意義が如何に重要であらうとも、これについては何等の取締規定もないのである。

工業および商業を営む会社に適用される現行法規はまた不当に狭く競争者間の兼任関係のみを取締の対象にしてゐる。売手業者又は買手業者が非常に有力で、之等の業者に接近することが事業の成功にとって重大な影響力をもつ場合には、これらの業者に接近する機会が均等であることが業界においては望ましいことである。これは運輸業者と之に資材を供給する諸企業と

の間の取引において、それが望ましいのと全く同じ理由からである。買手と売手との間の重役兼任は情実取引を排除し他の業者に取引上の機会の均等を保証する公正取引の原則に矛盾するものである。それにも拘らず、クレイトン法は一方では運輸業者とその売手業者との間の縦の兼任関係を厳重に取締っておきながら、他方商工業関係の会社間の縦の兼任関係については前者に見合う何等の規定もないのである。

この取締規定がないということは商工業関係の会社と之に必要不可欠のサービスを提供する例えば銀行のような会社との間の兼任関係の場合に特に重要な意義をもつてくる。一工業会社と一銀行との間に重役兼任が行われればその工業会社への信用供与は優先的に行われることになるであろう。商工業関係の数の会社が同一の銀行と兼任関係を結ぶ場合には、その銀行に融資を仰いでいる他の会社に事実上差別をつけるような強固な利益共同体 (a community of interest) が成立することになるであろう。それにも拘らず、クレイトン法はこの兼任関係については全く沈黙を守っているのである。

クレイトン法が不備のために、競争を減少し、物資又は労務の買手業者に優先的な情実取引の機会を与える虞れのある重役兼任が実に容易に行われ、その数は増大の一途を辿っているのがある。

会社一、〇〇〇社について調査した『重役兼任』関係の具
体的報告内容の紹介は次号に譲りたいと思う。

(一九五五・二・二二)